



9月10日は「下水道の日」

下水道などへ 早期の接続をお願いします



9月10日は、下水道の役割や整備の重要性などの理解と関心を一層深めることを目的とする「下水道の日」です。

市は、「水洗化率100%」を目標に、下水道が利用できる区域内で未接続の家庭を対象に、戸別訪問を実施し、早期接続を推進しています。

快適な暮らし、環境の保全を実現するため、下水道などへの接続をお願いします。

詳しくは、■下水道課(☎27143)へ。

工事は指定工事店で

下水道などへの接続工事は、必ず市の指定工事店に依頼してください。指定工事店の一覧は、市ホームページに掲載しています。

ホームページID 1251

水洗便所改造資金の貸し付け

下水道などへの接続工事を行う場合、無利子の貸付制度が利用できます(工事1件につき48万円以内)。借入を希望する場合は、工事着手前に下水道課へ申請してください。

ホームページID 1260

浄化槽について

●浄化槽設置補助金の申請

浄化槽を新設する場合は、合併浄化槽の設置が義務付けられています。下水道などの区域外で合併浄化槽を設置するときや、単独浄化槽を合併浄化槽へ切り替えるときには、補助金制度が利用できますので、工事着手前に下水道課へ申請してください。なお、補助金額は別表1のとおりです。

※申請期限は令和9年1月末までです(予算に達し次第、受け付け終了)

●浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の適正な管理が行われないと、汚水が川などに流れ出て環境汚染の原因になります。

浄化槽を使用する人(所有者)には、浄化槽法に基づき次の3点が義務付けられていますので、確認してください。

- ①定期的な保守点検
- ②年1回以上の清掃
- ③法定検査(11条検査)

ホームページID 1257

浄化槽の定期的な点検は
所有者の義務です。お忘れなく！



(別表1) 合併浄化槽設置補助金制度の補助金額

区分	A (新設のみ)	B ※
5人槽	13万8,000円以内	43万2,000円以内
6～7人槽	18万円以内	51万4,000円以内
8～10人槽	23万7,000円以内	64万8,000円以内
11～50人槽		

※区分Bは単独処理浄化槽などを撤去・改造し、合併処理浄化槽を設置する場合です